

## 1-1 西尾市の概要

西尾市は、愛知県のほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市とそれぞれ接しており、南は三河湾に面しています。面積は161.22km<sup>2</sup>を有し、総人口は約17万2千人(2018年11月現在)です。2011(平成23)年に、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町が合併し、各地域で培ってきた歴史や文化を活かしながら、まちづくりを行っています。

これまでに本市が培ってきた事業などを振り返ると、西尾地区では、西尾市文化会館で著名な演奏家や国民的な歌手などの公演事業を開催してきました。他にも、2010(平成22)年頃からは、旧城下町の歴史や町なみを活かした芸術祭や市民が主体となり企画・運営をするコンサート事業の開催など、活動の幅は広がりつつあります。

そもそも、西尾地区には市民がまちをつくりあげてきた歴史があります。富裕豪商などの力により英語学校が開校され、西尾市と岡崎市をつなぐ鉄道が造られるなど、産業が発展してきました。また、産業だけではなく、実業家である岩瀬弥助は、1908(明治41)年に私立図書館「岩瀬文庫<sup>\*1</sup>」を創設し、岩瀬文庫は市民に親しまれ誰もが集うことができる文化拠点となりました。創設の背景には「地域文化の向上に役立ちたい」という強い思いがあったといわれています。この岩瀬文庫を守り、現在に伝えているのも西尾市民の力です。つまり、西尾地区は市民の力で発展してきたまちといえます。

一色地区では、一色町公民館(現在の一色地域交流センター)でジャズコンサートや落語などの公演を行ったり、佐久島の活性化に力を入れたりしてきました。特に、佐久島アートプロジェクトでは、島に伝わる文化や風習とアートが持つ創造性や情報性の融合を目指し、島の活性化に向けた取り組みをしてきました。大正・昭和期に建てられたコールタールで塗られた黒壁の集落や、自然風景などの豊かな資源が強みの佐久島において、アートの持つ力と地域資源を活かした取り組みに市民が主体的に関わることで、地域資源を再評価することにもつながりました。島の活性化へ向けての活動は、一方で市民のアイデンティティ形成にも寄与しており、アートを取り入れた活動は現在も進められています。

吉良地区は、吉良上野介義央公、吉良仁吉、尾崎士郎など歴史的著名人を輩出し、国宝金蓮寺弥陀堂をはじめ、歴史的文化遺産も多い地域です。これらの特性を活かして、吉良町の文化団体が中心となり、吉良文協フェスティバルや町民大学で歴史や文化における講演会などを開催し、また市民に解説付きで文化財を公開してきました。これらの活動を通して、市民が文化財を身近に感じ、地域の文化継承を行ってきた土壌があります。

1 現在は博物館として運営をしている。重要文化財を含む古典籍から近代の実用書まで、幅広い分野と時代の蔵書8万冊余りを保存・公開している古書の博物館である。

幡豆地区は、幡豆町中央公民館(現在の幡豆公民館)を中心に文化芸術活動が行われてきました。公民館の隣には、図書館やふれあいセンターがあり、社会教育施設が集積しています。公民館の開館を契機に多くの社会教育関係団体が誕生し、コンサートや講演会、文化祭・芸能祭など多様な文化芸術活動が行われてきました。なかでも民話の取り組みが盛んで、各地域の民話の本が発行されたほか、民話の看板を町内に設置して、その場所を巡る「はず夢ウォーク」は、現在も続いている事業です。民話や見影山穴弘法、寺部城址など歴史的財産を自分たちが知り伝えていこうと、地域住民が実行委員会を立ち上げて能や日本舞踊、雅楽などの事業を開催するなど地域住民の活動が活発です。コンパクトなまちの特性を活かして市民と密着した活動を取り組んできた幡豆地区では、市民と情報などを共有し、アイデアを出し合いながら協働でまちづくりを行ってきた歴史があります。

このような各地区の取り組みからもわかるように、西尾市は市民の力でまちをつくり、文化と教育の振興がなされ、地域の風習や歴史を継承し発展してきました。

### 1-2 改定の目的

本市では、2009(平成21)年3月に「西尾市文化振興プラン」を策定しました。プランを具現化するために実行委員会を立ち上げ、文化会館での公演や市民が主体となり企画運営するコンサートの開催、さらに文化振興課による学校への芸術家派遣事業など様々な事業を展開してきました。そして、今年度はプランの見直し時期である10年を迎えます。

これまでの経緯や成果をもとに、新しい計画ではそれぞれの地区が育んできた文化や歴史を踏まえ、推進することができるよう「西尾市文化振興プラン」を改定します。

### 1-3 国の動向

国は、2001(平成13)年12月に「文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)」を施行し、文化芸術の振興について基本理念ならびに国および地方公共団体の責務を明確にしました。2012(平成24)年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」(以下「劇場法」という。)を策定しました。「文化芸術振興基本法」の規定に基づき、2015(平成27)年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第4次基本方針)」を定めました。この第4次基本方針においては、第1で文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応や基本理念などを示し、第2では重点施策を挙げ、第3で基本的な施策を定めています。そして、文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」の姿を創出していくための国家戦略となることを目指すとしています。さらに、2017(平成29)年6月には「文化芸術振興基本法」の改正法案が国会で可決・成立しました。今回の改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流など幅広い関連分野が取り込まれたのが特徴です。法律名も「文化芸術基本法」(以下「基本法」という。)と改められました。

### 1-4 第2次西尾市文化振興計画の位置づけ

第2次西尾市文化振興計画は「基本法」など国の法令や方針を踏まえています。特に「基本法」においては、「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努める(第7条の2)」とされていることから、名称も「西尾市文化振興プラン」から「第2次西尾市文化振興計画」と改めました。

また、本計画は、西尾市において最上位計画である「第7次西尾市総合計画」に基づいています。総合計画では「自然と文化と人々がとけあい心豊かに暮らせるまち 西尾」がコンセプトに挙げられ、「歴史文化」の中で、さまざまな文化や芸術に親しむ環境や、地域の歴史を身近に親しむことができるまちの姿が描かれています。本計画は、その姿を具現化するための計画とします。

### 1-5 文化芸術の範囲

西尾市での文化芸術の範囲は、「基本法」に基づき、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽および出版物、文化財等とします。また、本計画には本市の地域文化も含めることとします。

### 1-6 計画期間と点検の方法

本計画の計画期間は2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間とします。本計画では、随時の点検を実施します。ここでは短期(3年)、中期(5年)、長期(10年)の3段階を設定し、担当課が中心となり期間ごとに点検を行い、概ね5年の経過を目安に見直しを行います。

まず短期では、計画に基づく事業の実施状況について検証を行います。次に中期では、短期同様、計画に基づく事業の実施状況について検証した上で、市民アンケートなどを実施します。そして、長期では、本計画の目標達成について検証を行い、見直しを行うこととします。

検証においては、内部評価と外部評価を取り入れます。内部評価では、事業実施についての評価シートを作成し、定量評価を行うとともに、市民の満足度など定性評価も行います。外部評価では、専門家や市民で構成する評価委員会や改定委員会を設置し、市民アンケートなどのデータから事業の検証を行います。この2つの評価を踏まえた上で計画の改定を行うこととします。

また、事業などの取り組みについては毎年委員会を開催し、事業の評価を行います。